

令和4年度9月 第6回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年9月30日（金） 午前10時00分 ～ 午前10時15分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推 1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推 2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推 3	宇佐美 雅仁	出席
4	加藤 勝	欠席	推 4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推 5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推 6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推 7	宮地 浩司	出席
8	木村 治彦	出席	推 8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推 9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	出席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	欠席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長	今枝 勲男	書 記	井上 清彦
書 記	堀田 裕樹		伊藤 秀樹
			吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 1 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 1 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 1 8 号 農地利用計画変更申出について
日程第 6	報告第 1 9 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 2 0 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

議 長 (あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は12人、推進委員の出席数は9人です。加藤委員、鈴木委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和4年度9月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

14番石原勇委員及び1番玉谷尚登委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第16号について説明いたします。

1番につきまして説明いたします。

参考資料は1～3ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は二ツ寺揚山地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

つづきまして、2番について説明いたします。

参考資料は4～6ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町桂東山、検白地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

こちらにつきましては、9月29日に木村委員と宮地委員と現地確認をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第 16 号につきましては、木村委員と宮地委員にて現地確認を行ってき
ましたが、代表して、木村委員から現地の状況について報告願います。

木村委員 議案第 16 号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について
問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び木村委員から説明・報告がありました、議案第 16 号に
ついて、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第 16 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 16 号は承認されました。

議 長 日程第 4 議案第 17 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につい
て」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第 17 号について説明いたします。
1 番につきまして説明いたします。
参考資料は 7～9 ページです。
譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福米地内
の畑で、駐車場への転用で所有権移転となっております。
譲受人は申請地南西隣接地に営業事務所を兼ねた自宅を構え、塗装工事業を
営んでおります。
名古屋市中川区にて借り受けていた資材置場兼駐車場を、土地所有者の都合
により返却することになり、自宅の駐車場を資材置場とするため、不足する駐
車場を新設するための申請となっております。
一般基準も満たしており、立地基準においては、街区における宅地の割合が
40%を超えている区域にある農地で、農地区分は、第 3 種農地に区分されま
す。第 3 種農地のため、転用の許可が見込めます。
続きまして、2 番について説明いたします。
参考資料は 10～12 ページです。
借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は二ツ寺揚山地内の
畑で、一般個人住宅への転用で使用貸借権設定となっております。
生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建設する

ための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、農地区分は、第2種農地に区分されます。日常生活上必要な施設で集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

続きまして、3番について説明いたします。

参考資料は13～15ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町伊福江向地内の田で、駐車場への転用で所有権移転となっております。

譲受人は名古屋市中川区地内に本店を置き、自動車販売・修理業を営んでいます。

申請地の道路を挟んだ東側に既存自動車修理工場があり、業務の拡大により顧客から預かった自動車をとめる駐車場が不足しているため、駐車場を新設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、農地区分は、第2種農地に区分されます。周辺の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

続きまして、4番について説明いたします。

参考資料は16～18ページです。

賃借人・賃貸人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町下田西長代地内の畑で、駐車場兼資材置場への転用で賃借権設定となっております。

申請者は大阪府大阪市に本社を置き、土木・建築工事業を営んでおります。

あま市をはじめとする海部郡管内で請け負う下水道工事の現場の増加に伴い、名古屋市西区にある営業所では遠距離で不便なため、現場との中継地点として、駐車場及び資材置場を新設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区における宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地のため、転用の許可が見込めます。

続きまして、5番について説明いたします。

参考資料は19～21ページです。

賃借人・賃貸人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町遠島上江越地内の田で、進入路への一時転用で賃借権設定となっております。

賃借人は岐阜県岐阜市に本社を置き、液化石油ガスの製造・販売、土木建築業の請負・施工を行っております。

申請地の北にある空家の解体工事を行うにあたり、既存の道路が狭く重機が入れないため、工事の期間中、一時的に道路を拡幅するための申請となっております。工事終了後は現況どおり田に復旧するということを確認しております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、農地区分は、第2種農地に区分されます。周辺の

他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

これらにつきましては、9月16日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、9月29日には木村委員と宮地委員と現地調査をさせていただいております。

議 長 木村委員と宮地委員に現地確認を行っていただきましたが、代表して木村委員から現地の状況について報告願います。

木村委員 議案第17号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び木村委員から説明・報告がありました、議案第17号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第17号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第17号は承認されました。

議 長 日程第5 議案第18号「農用地利用計画変更申出について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第18号について説明いたします。
1番につきまして説明いたします。
参考資料は22～24ページです。
申出者は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福江向地内の田です。

申出者は名古屋市中川区に本店を置き、申請地の北側隣地で自動車の販売・賃貸・整備業を営んでおります。清須市内で借地していた土地の返却に伴い、駐車場敷地の確保が必要となったところ、当該土地の借受、譲受の内諾をいただけたため、今回の申出となっております。

なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

つづきまして、２番につきまして説明いたします。

参考資料は２５～２７ページです。

申出者は、議案のとおりとなっており、申請地は東溝口三丁目地内の田です。

申出者は現在、あま市木田地内に住んでおり、生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため分家住宅を建設するため、今回の申出となっております。

なお、申出地は農用地区域内ですが周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

つづきまして、３番につきまして説明いたします。

参考資料は２８～３０ページです。

申出者は、議案のとおりとなっており、申請地は東溝口三丁目地内の田です。

申出者はあま市東溝口地内で、自動車整備業を営んでおります。現在、駐車場が２台分しかなく、月に１度開催しているカスタムカーのイベントの際には駐車場が不足し近隣に迷惑をかけていることから、近場で土地を探していたところ、父親の所有する当該土地の借受の内諾を貰えたため、今回の申出となっております。

なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺の土地利用にも混在を生じないと考え、選定されました。

以上３件につきましては、９月１６日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、９月２９日には木村委員と宮地委員と現地調査をさせていただいております。

議 長 木村委員と宮地委員に現地確認を行っていただきましたが、代表して木村委員から現地の状況について報告願います。

伊藤委員 議案第１８号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び木村委員から説明・報告がありました、議案第１８号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第１８号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第１８号は承認されました。

議 長 日程第6 報告第19号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、報告第20号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、を事務局から一括報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦勞さまでした。

 次回の農業委員会でございますが、10月28日(金)午前10時からの予定です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年10月11日

議 長 三輪 光雄

署 名 委 員 石原 勇

署 名 委 員 玉谷 尚登